
令和8年 第4回（定例）うきは市議会 会議録（第5日）

令和8年6月25日（木曜日）

議事日程（第5号）

令和8年6月25日 午前9時00分開議

日程第1 議案第46号 辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第2 議案第42号 令和8年度うきは一般会計補正予算（第1号）

日程第3 陳情第1号 陳情書（市民と議会をつなぐ議会情報の公開・発信の充実拡大の要望）

日程第4 閉会中の調査の申出について

（総務産業常任委員会）

（1）農業に関する調査

（2）物価高騰の実態に関する調査

（3）所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

（1）義務教育学校に関する調査

（2）所管事務調査

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第46号 辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第2 議案第42号 令和8年度うきは一般会計補正予算（第1号）

日程第3 陳情第1号 陳情書（市民と議会をつなぐ議会情報の公開・発信の充実拡大の要望）

日程第4 閉会中の調査の申出について

（総務産業常任委員会）

（1）農業に関する調査

（2）物価高騰の実態に関する調査

（3）所管事務調査

（厚生文教常任委員会）

（1）義務教育学校に関する調査

（2）所管事務調査

出席議員（14名）

1 番	吉瀬晋太郎君	2 番	飯田 雅弘君
3 番	徳永真理子君	4 番	須山 聡美君
5 番	今村 清君	6 番	石井 孝幸君
7 番	中寫 崇秀君	8 番	石井 信一君
9 番	末金 良幸君	10番	高木亜希子君
11番	佐藤 裕宣君	12番	野鶴 修君
13番	竹永 茂美君	14番	熊懷 和明君

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君 記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐予君

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	福祉課長	宮崎 公子君
副市長	吉村 祥一君	こどもみらい課長	蔵満 奈月君
教育長	松田 清孝君	建設課長	今林 豊君
市長公室長	石井 太君	都市整備課長	瀧内 宏治君
総務課長	浦 聖子君	水環境課長	見河 弾君
監査委員事務局長	木下 英樹君	商工観光振興課長	河原 祐介君
会計管理者	柳原由美子君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
市民協働推進課長	高山 靖生君	学校教育課長	江藤 良隆君
財政課長	高瀬 将嗣君	生涯学習課長	佐藤 重信君
企画政策課長	手島 直樹君		
税務課長	佐藤史津子君		
市民生活課長兼人権・同和对策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君		

午前 9 時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（熊懷 和明君） 改めておはようございます。

本日は、山間部に土砂災害危険警報を発令しているため、一部の執行部は防災服を着用しております。御了承をお願いします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございます。

日程第 1. 議案第 4 6 号

○議長（熊懷 和明君） それでは、日程第 1、議案第 4 6 号辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案については、総務産業常任委員会に付託しておりました。

審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。8 番、石井総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（石井 信一君） それでは、委員会報告をいたします。

議案第 4 6 号辺地に係る総合整備計画の変更について。

ただいま議題となりました、議案第 4 6 号辺地に係る総合整備計画の変更については、当委員会に審査を付託されていまして、審査の経過とその結果について報告いたします。

審査には、所管課の課長、係長に出席を求め、説明を求めました。

議案第 4 6 号辺地に係る総合整備計画の変更については、令和 6 年度から 10 年度までの計画に、新たに小塩辺地前迫・白土地区の簡易給水施設補修工事を追加するもので、委員からの追加する計画事項に関する質疑は特にありませんでした。

以上、議案第 4 6 号辺地に係る総合整備計画の変更について、慎重に審査を実施した結果、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（熊懷 和明君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を受けます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第 4 6 号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第2. 議案第42号

○議長（熊懷 和明君） 日程第2、議案第42号令和8年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。8番、石井総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（石井 信一君） それでは、委員会報告をいたします。

議案第42号令和8年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

ただいま議題となりました、議案第42号令和8年度うきは市一般会計補正予算（第1号）につきましては、当委員会の所管に関する部分について審査を付託されましたので、審査の経過とその結果について要点のみ報告いたします。

審査には、所管課の課長、係長に出席を求め、説明を求めました。

なお、今回は課ごとに報告いたします。

まず、総務課2款1項については、地域おこし協力隊1名の任期延長により、業務委託料を増額するもので、委員からは、委託内容及び業務内容の確認がありました。執行部からは、地域資源を活用した様々な活性化の事業を行い、今後もほかの協力隊へのサポートや問題解決、市内の横断的な課題改善活動を計画している旨の説明がありました。また、週に一度は市役所に来てもらい情報を共有することや、月に一度の活動報告書を通して、進捗確認を行っていくとの説明がありました。

次に、商工観光振興課2款1項については、宿泊税交付金基金積立金を増額するもので、委員からは、基金の使用について何かしらの制約はあるのかとの質問がありました。執行部からは、県の宿泊税交付金に関する規定があり、観光振興全般や観光に資するものであれば一定幅広く利用でき、福岡県のホームページに宿泊税の利用状況が掲載されているとの説明がありました。

また、7款1項については、物価高騰の影響を受ける中小企業に対し、人手不足やコスト上昇の課題に対し機械設備・ソフトウェア等を導入することについて、25万円を上限に支援を行うための増額であり、委員からは、周知の方法や申請者が中止した場合、補助金はどうなるのかとの質問がありました。執行部からは、商工会を通して会員に周知することや、市のホームページ、LINE等で周知していくことの説明がありました。中止については、実績報告後での補助金交

付となるので、補助の返還が生じることはないとの説明がありました。

次に、市民協働推進課２款１項については、ふるさとうきは同窓会開催支援補助事業で、申請が増えたため増額するもので、委員からは効果はどうか、ふるさと納税にもつながっているのか、食料費は補助対象外であったのではないのか、若い人が集まってもらえるよう、内容の変更をしたほうがよいのではないかなどの質問・意見がありました。執行部からは、地域に戻り交流や絆を深め、うきは市のPRを行ってもらうことで実施しており、ふるさと納税や市のパンフレット等の配布を行っていくとの説明がありました。対象となる費用としては、はがきの印刷代や集合写真の経費、会場費や食料費を含めていること、若い方にもアピールしていくとの説明がありました。

同じく２款１項地域コミュニティ推進費の増額について、今回は御幸地区自治協議会管内の公民館等に折り畳みテーブル、キャビネット、ホワイトボード、草刈り機等の購入に充てるもので、委員からは、コミュニティ助成事業の順番はどうなっているのか、順番制だと必要なときに購入できないのではないのか、各行政区しか利用できないのかなどの質問がありました。執行部から、採択されていくことが前提だが、来年は江南で、その後、姫治（４地区）、大石、福富、吉井、山春、千年の順番で回し、各区長と自治協議会に対して説明会を行い、一般社団法人自治総合センターに申請しているとの説明がありました。また、自治協議会になる前から校区ごとに回していた経過はあるが、自治協議会ごとに回すことの経緯は分からないとのことでした。金額が超過する分については、各自治協議会と各行政区で協議を行っており、自治協議会も活用できるとの説明がありました。

同じく市民協働推進課９款１項については、本年度から新しい事業で、豪雨被害対策として、過去に浸水被害のあったところに止水板を設置するための助成金で、多数の相談がきており増額するもので、委員からは、止水板の種類が多いため市民には選択が難しく、見積りを取るのも苦慮しているのではないのか、職員が出向いて説明できないものか、市内の対応可能な事業者を一覧にして提供できないか、市のほうで購入し貸出しができないものかなどの質問がありました。執行部からは、パンフレット等を渡しているところもあるが、近隣の取組や実績を参考にしながら、より実績が上がる方法を積み上げていくとの説明がありました。

また、事業者を指定することはできないが、建築関係の事業者が施工しており、情報提供はやっていきたいとの説明がありました。貸出しについては、土のうを無料で配布しているほか、各自主防災組織でも土のうを作製し、地域で保管しているところもあるが、止水板を貸し出すとなるとかなりの数が必要となるため、内部で検討したいとの説明がありました。

次に、農林振興課６款１項については、高温対策として、暑さに負けない園芸作物を栽培していく上でも、必要な機械や施設を導入するための事業と物価高騰対策として農業用ハウス被覆資

材高騰事業の増額で、委員からは具体例が示されているのかとの質問がありました。執行部からは、冷却機械、換気施設、高温対策資材、かん水用水源の整備などが対象となるとの説明がありました。

次に、企画政策課２款１項については、雇用関係が厳しい公共交通業界の支援のため、タクシー、バスの二種運転免許取得等に対する地域公共交通従事者確保支援事業補助金の増額で、委員からは、高齢者の事故も多いようだが、免許取得に年齢制限はあるのかなどの質問がありました。執行部からは、年齢に制限はないが、二種免許の取得に適用する方、一種免許で事故等のない方は、大臣認定を受けることはできるとの説明がありました。また、免許センターで受講し合格することが前提となるため、免許を取得できるだけの能力で考えているとの説明でした。

最後に、水環境課４款１項については、生活用水である井戸の枯渇についての相談が増加していることから、井戸掘り替え工事に対する補助金の計上で、委員からは、補助要件に対して苦情はあってないのか、申請が集中している地域や浅井戸が多い地区を分析しているのか、予算が不足した場合はどうなるのかの質問がありました。執行部からは、なぜ４月以降しか対象にならないのかとの苦情が２件あったが、予算の関係上、どこかで線引きが必要であり、そのように説明を行っているとの報告がありました。また、深さについては分からない方が多く、申請は橋田１件、三春２件、浮羽１件、長栖１件、福益１件、東隈上１件と全域に及ぶとの説明でした。予算がなくなった場合については、追加で予算補正するか、予備費を使用するかをまた相談させていただきたいとの説明がありました。

以上、議案第４２号令和８年度うきは市一般会計補正予算（第１号）について、慎重に審査を実施した結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（熊懷 和明君） 報告が終わりました。委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。１０番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） ただいま議題となりました、議案第４２号令和８年度うきは市一般会計補正予算（第１号）につきましては、その一部を所管する当委員会に付託されていしたので、審査の経過と結果について、御報告をいたします。

当委員会は、６月１９日に委員会を開催し、議案第４２号に対し審査を行いました。うきは市

議会会議規則第39条に基づき、審査の概要について御報告を申し上げます。

まず、2款3項、戸籍住民基本台帳費、こちらは質疑ありませんでした。

3款1項、社会福祉費です。3目、老人福祉費の18節、物価高騰対策高齢者等エアコン設置費補助金について。本会議におきましても質疑がなされていまして、こちらに審査の多くの時間を用いました。内容について詳細に御報告をいたします。なお、補足資料としましては、うきは市物価高騰対策高齢者等エアコン設置費補助金交付要綱（案）と令和8年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨事業メニュー、こちらを併せて確認をしております。

交付要綱第3条第1項第1号に、「市内の店舗または事業者において購入すること」という記載があるが、家電量販店に集中するのではないか。「うきは市に納税している市内の業者」と要綱を変更し、市内事業者に仕事が回る制度設計にしてもらいたい。この補助金の原資となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の名にあるように、地方創生、商店街の活性化につながるのではないかと、という質問に対しては、物価高騰に対する事業者支援というのは十分理解できるが、要綱第1条にあるように、この補助金は、健康被害のリスクが高い高齢者等の生命と健康を守ることを目的としている。保健課が把握しているエアコンが1台もない家庭を見ると、購入費が安価、調子が悪いときに見てもらえるといった支援が必要なところがある。第3条のやむを得ない事由は、そういった購入者が日頃から取引をしている事業者を想定している。上限15万円も設置費を含めた購入費から設定をしたものである。市内家電店と限定すると、選択肢が狭くなるおそれがある。

選択肢が狭くなることはない。電器店に限らず、エアコンを設置する業者はたくさんある。今回想定されるサイズのエアコンであれば、15万円で市内事業者は対応できる。後々まで支援が必要ということであれば、なおさら市内事業者に頼むほうがよいのではないかと。

今回の物価高騰対策には大きく2つの目的がある。国の推奨事業メニューの1つは、生活者支援、もう一つが事業者支援である。今回は生活者支援のメニューの中の低所得者世帯・高齢者世帯支援に当たる。定額15万円としたことで、金額的に市内事業者への誘導がかなり可能だと思っている。特に中小事業者を支援したいという思いは執行部も同じであるが、納税の有無となると、短期間での制度設計が難しい。

納税の有無での線引きが難しいということであれば、受付時に市内事業者で購入するように案内することはできるのか。窓口でそういったアフターケアや市内事業者である必要性、趣旨を示す取組はできるか。

要綱にあるとおり、市内の店舗または事業者において購入することが原則ということは窓口で説明をする。市長が認める場合というのは、どうしても8月までにどの店においても設置できないといったケースが発生した場合を想定している。

高齢者の場合、エアコンを設置してもつけない、使い方が分からないといったケースが生じると思われる。地元事業者の方が、アフターケア等訪問することで安否確認にもつながる。今後の関係性を築く上でも非常に有効であるし、高齢者支援として大事な視点ではないか。総合的な支援の在り方を考えてもらいたい。エアコン設置補助はスピーディーな対応が必要であり、施策として非常によい取組と思うが、やはり市内事業者が最良と思う。

まず、地域のつながりが大事なため、要綱で整理している範囲の中で、担当窓口でも市内事業者・電器店からの購入を進めていきたいと思う。また民生委員の方々にエアコンの適切な利用について配慮が必要な御家庭に対する周知をしてもらっているため、その際にも、地域とのつながりの重要性をお伝えいただく。

高齢者等見守り支援事業の協定事業者に、家電関係の関係者はいるのか。地域事業者とつなげることは制度設計上難しくないと思うが。公平につなげていきやすいスキームができるのではないかな。

見守り協定締結機関の中にそういった事業者は入っていない。今後、仕組みを検討する。

生活保護の扶助費、また、姫治地区の脱炭素先行地域づくり事業費補助金（空調）との考え方の整理はどうか。

生活保護の扶助費については、生活保護開始年であれば、エアコン設置費用として扶助費の支給が可能だが、翌年以降はできないため、生活保護開始２年目以降の方、また、１年目に扶助費で設置したものの、現在は故障している方が補助対象という考え方になる。姫治地区の脱炭素先行地域づくり事業費補助金については、高性能エアコンが対象であり、８０万円、１００万円といったような高額なものになる。この場合、脱炭素に資するメニューであるため、今回の補助金とは性質が異なると考えている。

物価高騰に苦しんでいる住民税均等割のみ課税世帯もあると思う。予算上限まで申請がなかった場合、予算をそういった世帯のエアコン設置費補助金に回すことはできないのか。配慮が必要ではないか。

今回の物価高騰対策について、本市は約４億２，０００万円の枠内で２０程度の事業を実施している。当然、過不足等が出てくるため、全体枠の中で不要残が出ないように、有効活用をしている。残が出たから要綱を変更するといったことは、現在考えていない。また、補助対象世帯として、要綱第２条第１項第３号で、６５歳以上の方がいる世帯については、課税・非課税を問わない設定としている。

生活困窮世帯への支援メニューも考えてもらいたい。今後、参考にしたい。

以上の質疑がありました。

次に、７目障害者対策費の１８節、障がい福祉事業所等物価高騰対策支援金についてです。

市が所管する計画相談事業所2か所の2万6,000円について、補助対象は電気代のみで、県が物価高騰分を試算して交付した訪問型施設への支援金と同様の金額での支援です。対象月は令和7年7月から9月の夏場と、令和8年1月から3月の冬場の6か月分となっています。

8日、介護保険対策費の18節、高齢者施設等物価高騰対策支援金については、対象となる事業所の確認を行いました。本支援金の対象は全事業所の2割、そのほかの8割については県の補助対象となっております。

以上、慎重審査の結果、全会一致で可決することと決しましたので、御報告をいたします。

以上です。

○議長（熊懐 和明君） 報告が終わりました。委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 陳情第1号

○議長（熊懐 和明君） 次に、日程第3、陳情第1号陳情書（市民と議会をつなぐ議会情報の公開・発信の充実拡大の要望）を議題とします。

本案は、議会運営委員会に付託しておりました。審査の経過及び結果について、議会運営委員長の報告を求めます。5番、今村議会運営委員長。

○議会運営委員長（今村 清君） ただいま議題となりました、陳情第1号陳情書（市民と議会をつなぐ議会情報の公開・発信の充実拡大の陳情）の審査について、6月17日に議会運営委員会を開催いたしました。審査の経過と結果を報告します。

陳情の審査につきましては、うきは市議会基本条例第5条第3項の規定に基づき、会議の冒頭に、陳情者からの説明を受けました。

陳情の内容は５点でございます。

本会議等の議案・予算書などは事務局に連絡すれば購入可能なことを議場近くに掲示する。議会ホームページに掲載するなどの方法で、傍聴者などに広報すること。

各常任委員会の議事録を速やかに公開すること。なお、議事録は要点筆記ではなく、できる限り詳細にホームページに掲載すること。

市議会全員協議会の開催日時や簡単な協議事項などの事前通知をホームページに掲載すること。全員協議会の議事録を速やかに公開すること。なお、議事録は要点筆記ではなく、できる限り詳細にホームページに掲載すること。

意見交換会で出された意見や議会側の意見及びそれを議会活動に生かすために集約したものを議会のホームページに掲載すること。また、意見交換会は、一般市民にも公開すること。

請願書・陳情書のコピーを、議会傍聴者用の議案等が置かれている机上に置くこと。の５点であり、参考資料として、北海道白老町の町議会全員協議会議事録などが示されました。陳情内容や参考事例などについて、陳情者に対する質疑を行いました。

陳情者に退席していただいた後の議論では、市民への情報公開は重要であるが、事務局の業務量が増えることや、専用のＡＩ文字起こしの資機材、マイクの購入が必要になることなどから、どこまで対応可能か慎重に検討すべきである。全員協議会や各常任委員会での議論の中には、公開することに適さない内容もある。また、全文公開となれば、自由闊達な議論にも影響するのではないか、などの意見が出されました。

多くの委員から、事務局の負担増大を懸念する意見が出されましたので、事務局長などにも意見を求めました。事務局からは、項目ごとに対応の可能性や課題、近隣自治体の事例などについて、次のとおり説明を受けました。

議案書等購入については、現在、各所管部署で購入いただくことになっており、執行部との調整は必要だが、購入可能である旨をホームページに掲載することは可能ではないかと考える。

常任委員会議事録の全文公開については、事務局の負担がかなり増えることが想定される。また、議事録の公開については、執行部との調整や議員全員による慎重な議論が必要ではないか。地方自治法で議事録の公開が求められているのは、本会議のみである。近隣自治体においても、小郡市が常任委員会を公開しているが、久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、柳川市では、うきは市と同じく本会議のみの公開となっている。

全員協議会の事前通知については、日時の掲載は可能であるが、協議事項などについては、直前まで変更があるため、掲載は難しい。

意見交換会については、現在、参加者募集時に周知しており、傍聴は可能である。請願・陳情書の配架については、全員協議会などで決定していただければ対応可能である。

委員からも、議案書などの購入についての広報、全員協議会開催日時の事前通知、意見交換会の傍聴参加、請願・陳情書の配架については、改善可能ではないか。一方、常任委員会や全員協議会の議事録を全文公開することについては、まだまだ解決すべき課題が多く、早期実現は難しいのではないかと意見が出されました。

以上のような審査を経て、採決を行いました。

採決の結果、一部対応が難しい部分もあり、議員全員による慎重な議論を行っていく必要があるとしながらも、陳情の趣旨に対しては賛同する意見が多く、全会一致で趣旨採択とすることを決しました。

また、今後とも議会の情報公開を進めるため、引き続き全員協議会において継続して協議していくこと、市議会ホームページのさらなる改善に努めること。

以上の提案2点を含め、委員会報告といたします。

○議長（熊懐 和明君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を受けます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 質疑なしと認めます。これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより陳情第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は趣旨採択です。本案を趣旨採択にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懐 和明君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第4. 閉会中の調査の申出について

○議長（熊懐 和明君） 日程第4、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申出があっております。

これを許可することに、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（熊懐 和明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

以上で、全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により、その処理を議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。

よって、議決された案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで、市長から挨拶の申出があつておりますので、これを許します。

権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

6月12日から本日まで14日間開催いたしました第4回うきは市議会定例会におきまして、補正予算をはじめ条例その他、各重要案件につきまして、議員の皆様には、連日慎重な御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、全議案御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。御審議の際いただきました御意見・御提言につきましては、十分これを尊重し、検討してまいりたいと考えておりますので、今後の市政運営に当たりまして、しっかり心して努める所存でございますので、引き続きの御理解、御協力をいただければと思っておりますのでございます。

本日は、災害対策本部を設置している関係で、このような防災服での出席をさせていただいているところでございますが、現在の大雨についての持ち合わせている情報について、少し共有をさせていただければというふうに思っております。

一昨日から降り続けております雨についてでございますが、昨日の未明に土砂災害について、本年度から気象庁の警報の発令の仕方が変わりました、河川氾濫、大雨、土砂災害の3つの警報がレベルに合わせて、1から5までのレベルに合わせて出るような形になっておりますが、昨日の未明に、土砂災害についての注意報が、これはレベル2相当だというふうに認識をしておりますが、発令をされましたので、昨日のその段階をもって、市民協働推進課の中に災害対策準備班、課員で構成するところになりますが、それを設置して警戒をしていたところでございます。

昨日の夕刻になりますが、本日の未明から明け方にかけて強い雨が降るというような気象庁からの情報を等もいただきましたので、昨日の18時の時点で、自主避難所として、防災LINE等でも皆様のお手元にはいつているかと思いますが、特に姫治地区を中心とする市内7か所に自

主避難所を昨日 18 時時点で設けさせていただいたところでございます。

昨日、本日の利用は、おおむね 10 世帯弱ぐらいで 10 名前後ぐらいの皆様が御利用いただいたというふうに報告を受けております。

そのような中、本日に入りまして、本日の 1 時 15 分の段階で、大雨についての注意報が発令をされまして、その後、2 時 26 分にレベル 3 の大雨警報が一部の河川で、これは浮羽町の井延川のほうの水位が急速に上がりました関係で、このレベル 3 の大雨に関する警報が発令をされたところでございます。現在、水位等については、それを上回るといようなことには至っていないというふうに伺っております。

そして、明け方の 5 時 33 分になりますが、この段階でレベル 3 の土砂災害警報、これが発令をされましたので、この段階をもって、災害警戒本部、市長公室長を本部長とする組織を構成させていただきまして、自主避難所として開設をしておりました 7 か所の避難所、これを避難所に切り替えまして対応を強化をしたところでございます。

その後 6 時半に、レベル 4 の土砂災害危険警報が発令をされましたので、この時点をもって、災害対策本部を設置し、第一非常配備体制を取っているところでございます。7 時半に第 1 回の対策本部の会議を行いまして、各管理職のほうからそれぞれの部署での現況についての報告を受けたところでございます。

現状、大きな土砂崩れ等の災害でありますとか、農地の被害、人命等に関わるような被害等についての報告は受けていない状況にございます。

降水量の部分でございますが、これまでの総雨量で多いところで妹川の観測場が、これまでの間の総雨量が 241 ミリを記録をいたしておりまして、平野部にあります総合福祉センターの雨量計のほうで 196 ミリを記録しているところでございます。

1 時間当たりの雨量でございますが、昨夜の未明、強く降った時間帯がありましたが、その時間帯でつづらのほうの観測の部分で、1 時間に 65 ミリぐらいの雨が降ってたようでございます。

それ以外の山春、田籠、妹川、藤波、あと総合福祉センター、この辺りの雨量計の時間当たりの雨量は、おおむね一番多いときで 1 時間当たり 30 ミリ前後の雨ということで、これは一番多いときですので、増減するというようなところで推移をしているところでございます。

現状、持ち合わせている情報については以上でございますが、また必要に応じて、様々市の公式 LINE や防災無線等でも必要な情報を市民の皆さんに御提供申し上げるとともに、必要に応じては議員の皆様、議会の皆様にもしっかりと情報発信を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

雨の予報は、これから、今も少し小康状態にあるようにありますが、午後から少し落ち着くような形ながらも、また明日の未明にかけて少し降るような予報でございます。

本市は、今、土砂災害の危険警報が出ている状態ですので、土砂災害については、山のほうに水をたくさん蓄えている関係で、もうしばらく警戒が必要かというふうに思っておりますので、引き続き警戒を厳にしていまいりたいと考えているところでございます。

現況についてはそのような形でございますが、今年の梅雨の降水量も平年並みか少し多いんじゃないかというような予報となっております。また今後も、梅雨末期の集中豪雨型の気圧配置になることも予想されますので、うきは市としまして、過去の経験を生かしまして、防災体制の再確認などを十分に気を引き締めて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

議員の皆様におかれましても、引き続き、地域住民への情報提供や安全確保のために取組に御協力をよろしくお願い申し上げます。あわせて、健康管理にも十分御留意いただければというふうに思っております。さほど暑くない日も続いているところでございますが、湿度が高うございますので、熱中症の被害、またそうしたことで、甚大な被害につながるような報告も受けているようなところでございますので、ぜひ健康にも十分留意をされまして、今後のうきは市の発展のため、なお一層の御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げまして、少し長くなりましたが、御報告とお礼の御挨拶とさせていただきます。6月議会、誠にありがとうございました。

○議長（熊懷 和明君） それでは、9月定例会の開会日は8月28日金曜日を開会予定としておりますので、報告しておきます。

これをもちまして、令和8年第4回うきは市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前9時47分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 熊 懷 和 明

署名議員 徳 永 真理子

署名議員 須 山 聡 美